

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年7月19日第36回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

### 2. 出席委員

(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美・下村直義  
小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平  
(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男

### 3. 欠席委員

(公選) なし  
(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
日程 第5 議案第3号 非農地証明について  
日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画について

### 5. 議事

(事務局長)皆様お疲れ様です。ただいまから、第36回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名、全員の出席で、定足数に達しており総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番鮫島安平委員、10番上妻委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号、「農地法第3条申請について」を議題としま

す。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数3件、筆数8筆、面積12,134㎡、畑12,134㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。農地法第3条申請、議案第1号順位1について説明いたします。去る7月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目畑、面積1,639㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積760㎡です。譲渡人、住所鹿児島県〇〇〇〇〇〇丁目19番15号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地17号、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇〇を通過しまして、〇〇〇〇を約100m程上がったところから右に入り、約〇〇m行ったところの左側の2枚の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまふ。委員の皆さんのご審議を宜しく願いいたします。〇〇〇〇さんという方は、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇で、10年程前に〇〇〇〇に移住してきております。現在は〇〇〇〇で職員として、中種子町の農家の皆さんのために一生懸命活躍している青年であります。自らも、17,000～18,000㎡くらい、サトウキビの作付をしておりますので、これからの中種子町の農業を担っていく好青年であると思っておりますので、皆さんのご審議の程を宜しく願いいたします。以上です。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまふ。次に順位2について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番の赤坂です。議案第1号順位2について説明いたします。去る7月16日、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字油久、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,166㎡。大字油久、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積466㎡。大字油久、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,344㎡。大字油久、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇

○、地目畑、面積 319 m<sup>2</sup>。大字油久、字○○○○、地番○○○○－2、地目畑、面積 2,919 m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町○○○○番地、○○○○さん。譲受人、住所 中種子町○○○○番地、○○○○さん。申請理由は、譲渡人が子へ贈与、譲受人が父より受贈、経営開始となっております。場所につきましては、国道58号線、○○○○を○○○○の方へ約 2～300m 行ったところを右の方に、約○○ m 上がったところの右側に、地番○○○○－1と地番○○○○－2がございます。その畑を下って、約○○ m くらい手前の方に行きます。それから右の方へ約 50m 行ったところの右側、○○○○の裏の方になります。そこに、地番○○○○と地番○○○○、地番○○○○があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。以上です。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

13番お願いします。

(13番委員)13番、日高です。7,000 m<sup>2</sup>ぐらいの所有権移転ですけれども、○○○○さんが所有するのは 18,000 m<sup>2</sup>で、残り 10,000 m<sup>2</sup>に関しては、順次変更していくということですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)経営を開始するにあたって、しっかりと引き受けて経営をしていくということですか。

(13番委員)残りについては変更していくということですか。

(事務局)お父さんもいらっしゃいますので、順次変更していくかと思えます。

(議長)13番よろしいですか。他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番の赤坂です。議案第1号第順位3について説明いたします。去る7月16日、譲受人、○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字油久、字○○○○、地番○○○○－1、地目畑、面積 2,521 m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町○○○○－2番地、○○○○さん。譲受人、住所 中種子町○○○○番地、○○○○さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、○○○○より○○○○の方に向かいまして○○○○があります。その道を上がって下がったところを右の方へ約 50m 行ったところの左側でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の

下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。以上です。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)順位3について、譲り受け人の申請事由が経営拡張となっておりますが、順位2で経営開始となっておりますので、こちらでも経営開始に訂正をお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号、順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号、「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位3については、許可することに決定します。

(議長)日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。4頁をお開き下さい。議案第2号順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地17号。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇番15号です。申請農地、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積499㎡です。転用目的、一般住宅。申請理由は、現在申請人は借家住まいです。申請地を購入し自己の住宅を建築したいということです。金融機関の融資証明書及び残高証明書も提出されており、実現性はあると思われま。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外の第1種農地(集落接続施設)に該当と考えま。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。議案第2号順位1農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般7月12日午前9時00分より、濱脇会長、久保田委員、雨田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立合いの下、現地調査をいたしました。場所につきましては、先程、3条で説明した場所でございます。申請人は、中種子町〇〇〇〇に仮住まいをしております。家族も増え手狭になったため、今回申請地を購入し、自己の住宅を建築しようとするものです。申請地の東側はちょうど〇〇〇〇。周囲は譲渡し人の畑であり、同時に農地法第3条の申請手続き中でもあります。排水についても合併浄化槽を設置し、また隣接地に土砂の流出などの被害が出ないように注意をするなど、被害防除に関する計画書も提出されています。現地

で検討した結果，周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1について，決定することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第2号，「農地法第5条申請について」は，許可相当ということに決定しました。

(議 長)次に日程第5，議案第3号，「非農地証明について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。5頁をお開き下さい。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。申請農地，大字油久，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番8，地目畑，地積174㎡。大字油久，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番9，地目畑，地積93㎡。計267㎡です。申請人，〇〇〇〇さん，住所 中種子町〇〇〇〇番地です。申請理由は，土地登記簿の地目は畑であるが，平成7年から耕地として利用せず，現況は宅地となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議 長)次に，順位1について，担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)5番，赤坂です。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては，先般7月12日午前9時40分より，濱脇会長，小山田委員，上妻委員，事務局，申請人の代理，甥であります〇〇〇〇さん立合いの下，現地調査を実施いたしました。場所につきましては，〇〇〇〇より〇〇〇〇に向かう道路があります。圃場整備の中を歩いて行きますと右側に〇〇〇〇さんの〇〇〇〇がありますが，それを約50～60m下って行きますと，右側に〇〇〇〇さんの家がございまして。申請理由は，登記地目は畑であります。平成7年から耕地として利用せず現状は宅地となっているため，この申請となりました。住居に隣接している農地であります。耕作をしなくなつてから20年以上経ち，耕地としての利用は困難であると思われます。現地調査の結果，非農地が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議を宜しくをお願いします。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

11 番委員お願いします。

(11 番委員)ここは、地籍調査は済んでいますか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)地籍調査は済んでおります。

(11 番委員)地籍調査が済んでいるということであれば、課税は、現況で、宅地で行っているのでしょうか。農地でしているのでしょうか。確認をしてください。以上です。

(議 長)対応をお願いします。

(事務局)はい。確認をして報告致します。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから、採決をします。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号、「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第6、承認第1号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」。平成29年7月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数1筆、貸借権7件、筆数13筆、面積44,858㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、7頁から20頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第36回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者